省　令

○総務省令第四十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

総務大臣　石田　真敏

経済センサス基礎調査規則

（趣旨）

第一条　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施中間年（経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）における経済構造統計を作成するための調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したもの（以下「経済センサス基礎調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条　経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

（定義）

第三条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業所　物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二　企業　法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を経営する個人

（調査の対象）

第四条　経済センサス基礎調査は、次に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

一　法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所であって、個人の経営に係るもの

イ　大分類Ａ―農業，林業

ロ　大分類Ｂ―漁業

二　日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所

イ　大分類Ｎ―生活関連サービス業，娯楽業のうち，中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。）

ロ　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち，中分類九六―外国公務

三　調査困難地域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域）にある事業所

（調査の種類）

第五条　経済センサス基礎調査は、甲調査及び乙調査とする。

２　甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

３　乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

（調査事項等）

第六条　経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからソまで及び第二号に掲げる事項を、乙調査の場合には第一号イからハまで、ホ、ツ及びネ並びに第二号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

一　新たに把握した調査事業所（第十条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。）に関する事項

イ　名称及び電話番号

ロ　所在地

ハ　活動状態

ニ　従業者数

ホ　主な事業の内容

ヘ　業態

ト　消費税の税込記入，税抜記入の別

チ　事業所の年間総売上（収入）金額

リ　開設時期

ヌ　経営組織

ル　法人番号

ヲ　単独事業所・本所・支所の別

ワ　本所・本社・本店の名称

カ　本所・本社・本店の電話番号

ヨ　本所・本社・本店の所在地

タ　組織全体の主な事業の内容

レ　組織全体の年間総売上（収入）金額

ソ　資本金等の額

ツ　職員数

ネ　事業の委託先の名称，電話番号及び所在地

二　前号以外の調査事業所に関する事項

イ　名称

ロ　所在地

ハ　活動状態

２　総務大臣は，前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第七条　法第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは，次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

２　統計調査員は，市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて，担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内の全ての事業所について，外観による確認又は調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理するものをいう。以下同じ。）への質問などによる活動状態等の把握，担当調査区における調査票の配布，担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成及びこれらに附帯する事務を行う。

３　都道府県知事は，統計調査員を設置したときは，当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し，及び総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第八条　市町村長は，統計調査員に対し，都道府県知事の発行するその身分を示す証票を交付するものとする。

２　統計調査員は，その事務を行うときは，前項の証票を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査区の設定及び修正）

第九条　市町村長は，総務大臣の定めるところにより，当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

２　総務大臣は，前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき，調査区地図，調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成する。

（名簿の作成）

第十条　総務大臣は，経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため，経済センサス基礎調査に先立って，法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。